

知的所有権ニュース（2023年2月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

新しい年が始まり1月余りが経過しました。弊所では、本年も皆様の事業の支援業務を精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 欧州統一裁判所協定（UPCA）が本年6月に発効予定

統一特許裁判所協定（Unified Patent Court Agreement; UPC協定）の発効に向けたロードマップが2022年10月6日付けでUPCのHP（下記URL）に掲載されました。

https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_-_exco_-_upc_exter_rnal_roadmap-v0.9_edit.pdf

上記のロードマップによれば、ドイツによる批准書の寄託が2022年12月中旬以降、サンライズ期間の開始が2023年1月1日、そしてUPC協定の発効が2023年4月1日となる予定でした。

しかし、昨年12月5日にUPC協定の発効が2か月遅れ、6月1日になるといったニュースリリースがなされました。これに伴い、サンライズ期間も3月1日に延期されます。

また、昨年12月6日には、EPO（欧州特許庁）より、欧州特許付与決定の発行遅延申請及び事前の単一効申請を含む経過措置は、上記ニュースリリースにも拘わらず、11月14日に公表したとおり、2023年1月1日より開始する旨が公表されました。

いずれにしましても、いよいよ、欧州連合（EU）内のUPC協定加盟国において、発明を安価に、かつ効率的に保護することを目的とした、単一効特許（Unitary Patent; UP）制度、および統一特許裁判所（Unitary Patent Court; UPC）制度がスタートします。以下ではこれらの制度の概要を簡単にご紹介いたします。

(1) 欧州単一効特許（UP）とは

EU加盟国は、現在、27ヶ国（令和4年10月時点）となっていますが、これらの加盟国のうち、スペイン、クロアチア、ポーランドを除いた加盟国について、単一効を請求し、設定登録がされることにより、従来の欧州特許の場合に必要とされていた各国での有効化（validation）と公用語への翻訳が不要となり、全ての加盟国において有効な特許を取得することができる制度です。ただし、現時点でUPC協定発効後にUPが有効となるのは、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン、ドイツの17ヶ国となります。

UPについても、出願から特許査定までは従来どおり欧州特許庁（EPO）が行いますが、UPを取得するためには、特許査定から一ヶ月以内にEPOに対して申請（request for unitary effect）を行う必要があります。申請のための手数料は不要です。ドイツが批准書を寄託した後は、UPC協定が発効する前であっても、UPの早期申請（early request for unitary effect）や、EPC規則71(3)による通知に対して、欧州特許付与の決定を延期する申請（request for a delay in issuing the grant decision）を行うことができるようになります。

UP制度の下では公用語への翻訳は不要となりますが、UPC協定の発効後、6～12年と見積もられている「移行期間」内は欧州特許の全文翻訳が必要です。UPを申請する際の翻訳文は、EPOでの手続言語がドイツ語又はフランス語の場合は英語であり、EPOでの手続言語が英語の場合には任意のEU公用語です。この翻訳文は権利範囲の解釈に影響を与えるものではありません。

せん。なお、EPC協定加盟国は目下38ヶ国ですが、UPC協定に加盟していないEU加盟国、非EU加盟国、およびスペイン、クロアチア、ポーランドについては、UPと並行して従来の欧州特許制度を利用することができます。

UPの詳細については、以下のEPOのHPもご参照ください：

<https://www.epo.org/applying/european/unitary/unitary-patent.html>

(2) 統一特許裁判所 (UPC) とは

UP及び従来の欧州特許について主に特許取消訴訟を管轄する中央部（支部：パリ、ミュンヘン）と、主に侵害訴訟を管轄する地方部・地域部とから構成される第一審裁判所及び控訴裁判所（ルクセンブルク）から構成されます。

ただし、従来の欧州特許については、移行期間（7～14年）中であれば各国で訴訟を提起することもできます。なお、当初はロンドンにもUPC中央部の支部を設ける案がありましたが、英国がEUを離脱したため、新たな支部設置都市を選定する必要がありますが生じています。現在の候補地はミラノとアムステルダムのようなようです。

UPCの詳細については、以下のHPもご参照ください：

<https://www.unified-patent-court.org/>

(3) サンライズ期間 (sunrise period) と オプトアウト (opt out) について

UPC協定が発効される日の3ヶ月前から、UPC協定発効までの期間が「サンライズ期間」となります。

従来の欧州特許について、UPCの専属管轄となること（例えばUPCにより全加盟国において特許が無効とされること等）を回避するために行う手続が「オプトアウト」であり、その申請はサンライズ期間の開始と共に可能になります。このオプトアウトの申請に手数料は不要です。ただし、オプトアウトが可能であるのは、移行期間中であって、かつUPCに訴訟が提起されていない場合のみです。また、対象となるのは、UPC協定発効後に欧州特許が付与された場合だけでなく、すでに欧州特許が付与され、UPC協定加盟国で有効化されている特許も含まれますので、留意が必要です。なお、UPを取得した場合にはオプトアウトすることはできません。また、移行期間が終了した後は、従来の欧州特許であってもUPCの管轄となります。

オプトアウトは、UPCのCase Management System（<https://secure.unified-patent-court.org/login>）から申請することができます。オプトアウトの手続については、当初、特許権者等以外でも手続きが可能であるとの懸念がありましたが、その後、手続規則の修正により、無断で申請されたオプトアウトの登録は削除できることになりました。また、2022年9月から、CMSへログインするためには、それまでのアカウント+パスワードの方式に代わって電子ID認証（eIDAS）が必要となっています。以上

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和4年 2月17日（金） 飯田商工会議所

令和4年 3月17日（金） 飯田商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による無料発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533（現時点では予約があった場合のみ対応）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。

令和5年 2月16日（木） 諏訪商工会議所

令和5年 3月22日（火） テクノプラザおかや